

「建設工事」「建設工事に係る委託業務」における最低制限価格制度等の改正について

1 趣旨

地域の建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、工事等の品質確保や、下請業者の保護、適正価格での契約を推進する観点から、国が低入札価格調査基準価格の算定式のうち「現場管理費」の割合を引き上げ、平成28年4月1日より適用しています。これに準じて、県においても最低制限価格および低入札価格調査基準価格を引き上げます。

2 改正案

(1) 建設工事

- 最低制限価格制度（設計額2億円以下）および低入札調査価格制度（設計額2億円超）の改正算定式のうち、「現場管理費」の割合を引上げ

<p>【現行の算出式】(H25. 5. 16～)</p> <ul style="list-style-type: none">・直接工事費 × 1. 00・共通仮設費 × 0. 90・現場管理費 × 0. 80・一般管理費等 × 0. 55 <p>合計 (基準額)</p> <p>【設定範囲】 予定価格の8/10 ～ 9.2/10</p>	⇒	<p>【改正後の算定式】</p> <ul style="list-style-type: none">・直接工事費 × 1. 00・共通仮設費 × 0. 90・現場管理費 × 0. 90・一般管理費等 × 0. 55 <p>合計 (基準額)</p> <p>【設定範囲】 予定価格の8/10 ～ 9.2/10</p>
---	---	---

(改正理由)

現場で従事する技術者に関する費用のうち、これまでの「現場代理人」と「主任技術者・監理技術者」の給料手当に加え、工事品質確保の観点から、すべての技術者に必要な費用を計上するため

(2) 建設工事に係る委託業務

- 最低制限価格制度の改正
「一般管理費等」などの割合を引上げ

<p>※土木設計業務の場合</p> <p>【現行の算出式】(H26. 7. 15～)</p> <ul style="list-style-type: none">・直接人件費 × 1. 00・直接経費 × 1. 00・その他の原価の額 × 0. 90・一般管理費等 × 0. 30 <p>合計 (基準額)</p> <p>【設定範囲】 予定価格の8/10 ～ 9.2/10</p>	⇒	<p>※土木設計業務の場合</p> <p>【改正後の算定式】</p> <ul style="list-style-type: none">・直接人件費 × 1. 00・直接経費 × 1. 00・その他の原価の額 × 0. 90・一般管理費等 × 0. 45 <p>合計 (基準額)</p> <p>【設定範囲】 予定価格の8/10 ～ 9.2/10</p>
---	---	---

(改正理由)

価格競争により人件費が必要以上に削減されないよう配慮することで業務品質を確保する観点から、本店および支店の従業員に対する給与手当等を計上するため

3 適用日

平成28年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用